

事務事業名	放課後児童対策事業(委託)	所属部	子ども政策局	所属課	子ども政策課	
総合計画体系	政策名	〈Ⅲ〉支えあい健やかに暮らせるまち〈保健・医療・福祉〉	所属G	教育・保育グループ	課長名	石飛 和宏
	施策名	(25)子育て支援の充実	担当者名	周藤 寛雅	電話番号	0854-40-1044 (内線) 2253
	目的	対 象 A)子どもの保護者と産み育てたい夫婦 B)乳幼児・児童・生徒(0~18歳) 意 図 A)安心して子育てができる。B)心身ともに健やかに育つ。	予算科目	会計 款 大事業 大事業 0:1:1:5:0:3 項 目 中事業 中事業 1:0:0:5:0:2	大事業名	児童福祉事業
	基本事業	(075)地域における子育て支援の充実	中事業名	放課後児童対策事業(委託)		

1 現状把握【DO】

(1) 事務事業の概要

① 対象(誰、何を対象にしているのか)	② 意図(対象がどのような状態になるのか)
仕事などで昼間保護者のいない小学校児童。 平成27年度から1~6年生対象となる。	昼間保護者のいない家庭の児童の安全確保と健全育成。 保護者の仕事と家庭の両立支援。
③ 事業内容(期間限定複数年度事業は全体像を記述)	
事業期間 <input type="checkbox"/> 単年度のみ <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 (H16 年度 ~) <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度 (年度 ~ 年度)	仕事などで昼間保護者のいない小学校児童を対象とし、放課後等に適切な遊び及び生活の場を提供し健全な育成を図る事業。 【対象児童クラブ名】ちゃれんじクラブ/学童クラブキリカ/うしお児童クラブ/西児童クラブ/加茂第1児童クラブ/加茂第2児童クラブ/きすき児童クラブ/寺領児童クラブ/斐伊児童クラブ/三刀屋放課後児童クラブ/かけや児童クラブ
④ 主な活動	⑤ これまでの改革・改善経緯
R3年度実績(R3年度に行った主な活動) ・利用対象児童を審査のうえ決定し、委託先の児童クラブで受入。 ・委託料(国基準に準ずる)の支払 ・寺領児童クラブ移設 ・加茂交流センター移転に伴う、児童クラブの運営検討	(この事務事業に関してこれまでどのような改革改善をしているか?) ・委託料の国庫補助基準額での支出。 ・雲南市統一安全管理マニュアルの作成 ・平成31年4月~西児童クラブを開所。小規模で実施していた「すずらんアットホーム」を平成30年度をもって閉所。R2ちゃれんじクラブ移転(定員増)、R3寺領児童クラブ移転。

(2) 事務事業の指標

成果指標	単位	R元年度(実績)	R2年度(実績)	R3年度(実績)	R4年度(計画)
ア 児童クラブ登録率	%	100.0	100.0	100.0	100.0
イ					
ウ					
エ					

(3) 事務事業のコスト

① 事業費の内訳 (R3年度決算)	② コストの推移	単位	R元年度(決算)	R2年度(決算)	R3年度(決算)	R4年度(計画)
・委託料: 79,654千円(11クラブ分) ・その他施設管理料: 2,654千円 〈ちゃれんじクラブ、学童クラブキリカ、うしお児童クラブ、西児童クラブ、加茂第1・第2児童クラブ、きすき児童クラブ、寺領児童クラブ、斐伊児童クラブ、三刀屋放課後児童クラブ、かけや児童クラブ〉	国庫支出金	千円	18,726	21,955	24,802	26,730
	県支出金	千円	17,357	21,955	24,802	26,730
	地方債	千円				
	その他	千円	909	9,227	10,440	13,800
	一般財源	千円	16,888	20,582	22,264	26,732
	事業費計	千円	53,880	73,719	82,308	93,992

2 事後評価【SEE】

① 事業実績における成果	就業等により、放課後家庭で監護できない家庭において、放課後の預かりを行うことで、仕事と子育ての両立を図り、以て子育て支援に資した。
② 事業実施するうえでの課題	児童の健全育成と保護者の仕事と家庭の両立支援施策として必要不可欠となっている。多様な児童への対応等に備え、関係機関との連携とともに指導員の更なる資質向上のため、研修等への参加の促進も必要。 開所時間の延長については、人材の不足により実施が困難との意見をいただいている。安定したクラブ運営と開所時間の延長のため引き続き人材の確保を推進する必要がある。
③ 課題解決に向けた改革改善等	本事業は国庫・県費補助対象事業(1/3ずつ)で実施しているため、現状維持での実施が望ましい。 また、市内の対象児童数は年々減少しているものの、利用児童数は増加傾向にあるため、指導員の確保、資質向上も必要である。なお、開所時間の延長(長期期間の7:30開所等)の検討が求められているが、クラブ形態(単独施設・併設施設)や地域ニーズに応じた対応が必要。